

news release

投資型終身介護年金保険「マニユプライムケア」を東京スター銀行で販売開始

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO：クレイグ・ブロムリー、以下マニユライフ生命)は、銀行窓販チャネルのさらなる拡大・拡充に向けた取組みの一環として、変額年金の資産形成機能をベースに、近年、高まりつつある介護ニーズにもお応えする銀行窓販専用商品、投資型終身介護年金保険「マニユプライムケア」を開発し、株式会社東京スター銀行(代表執行役頭取 CEO：タッド・バッジ)で、2008年4月19日より販売を開始いたします。

「マニユプライムケア」は、現在、銀行店頭における対面販売の顧客層の大部分を占める団塊世代及び団塊世代以上のお客様に共通の関心事である老後資金、健康・介護ニーズにお応えすること、そして、お客様にとっての分かり易さはもとより、販売金融機関にとっても扱いやすい商品であることを目指して開発されました。お客様にとって「わかりやすい」をキーワードとした、「加入が容易で、支払基準も明確」な画期的商品内容となっています。

投資型終身介護年金保険「マニユプライムケア」特長

1. 加入のしやすさと明確な支払基準
 - ・簡易な告知(職業告知のみ)で、ご契約のお申し込みができます。
 - ・被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、介護給付金をお支払いいたします。
2. ふやすチャンスと運用収益の受け取り
 - ・国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産配分50%)で運用します。
 - ・ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回っている積立金額の部分を限度として、基本保険金額を減額することなく一部解約できます。(一部解約の特別取扱)
3. 安心の最低保証
 - ・運用成果にかかわらず、介護給付金・死亡給付金として基本保険金額の100%を最低保証します。

※ 商品内容の詳細につきましては別紙をご参照ください。

マニユライフ生命は、これまですでに多くの提携金融機関を通じて先進的な変額年金商品をご提供し、大きな実績をあげております。今般の銀行窓販の全面解禁は、お客様にとって保険加入の選択肢が広がり、大幅な利便性向上につながる機会と捉え、積極的に取り組んでいく考えです。

マニユライフ生命としては、今般の銀行窓販全面解禁を機に、マニユライフ・ファイナンシャルが海外市場で培ったノウハウと当社の国内での経験を結集することで、真のお客様ニーズにお応えするためのご提案を積極的に推進し、可能な限り多くの金融機関代理店を通じて、一層多くのお客さまに当社の先進的な商品・サービスをお届けすることを目指してまいります。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社（「マニユライフ生命」）は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、最高位の保険財務力格付けである「AAA」を取得しています（2008年3月末現在）。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界19ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよびアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は2007年12月31日現在3,960億カナダドル（4,010億米ドル）となっています。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、格付け評価を得ている生命保険子会社が、スタンダード&プアーズ社の最高位格付けである「AAA」を取得し、上場している保険会社の、世界で2社のうちの1社です。

マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ（www.manulife.com）をご覧ください。マニユライフ生命のホームページは次の通りです。（www.manulife.co.jp）

(別紙参考資料)

投資型終身介護年金保険「マニユプライムケア」について

■発売の背景

高齢化社会の進展にともない、介護に対する不安としてご自身が介護になった場合とご家族が介護になった場合のいずれにおいても、肉体的・精神的負担が不安理由の上位を占めています。*1 また、実際に介護を行った場所としては在宅介護が全体の6割を超え*2、また、主な介護者は同居家族が全体の7割近く(66.1%)を占めています。*3

こうした情勢を踏まえ、今般、銀行窓販専用商品として、お手持ちの資金を安心して運用しつつ、万一の際、心置きなく介護を託すための商品として投資型終身介護年金保険を開発いたしました。

*1 内閣府大臣官房政府広報室「高齢者介護に関する世論調査」2003年7月

*2 生命保険文化センター「平成18年度 生命保険に関する全国実態調査」

*3 厚生労働省「国民生活基礎調査 平成16年」

■商品の特長

1. 加入のしやすさ

- ▶ 簡易な告知(職業告知のみ)で、ご契約のお申し込みができ、介護保障・死亡保障が一生続きます。*1

*1 介護給付金と死亡給付金は、いずれかのお支払いとなります。

2. 明確な支払基準

- ▶ 被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上の認定を受けた場合、介護給付金をお支払いいたします。*2

(その際の被保険者の年齢が90歳以内であれば、介護年金でのお支払いもご選択できます。*3)

*2 被保険者がご契約日前に公的介護保険制度の要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明した場合、介護給付金はお支払いできません。

(この場合、介護時保証特約を無効とし、ご契約は消滅します。ご契約の消滅にともない、一時払保険料をご契約者にお返しします。)

*3 介護年金のご選択は、介護給付金の請求時となります。

3. ふやすチャンスと運用収益の受け取り

国内外の株式や債券等の資産に国際分散投資された特別勘定(株式の基本資産時配分50%)で運用します。*4

- ▶ 運用実績により、介護給付金額・死亡給付金額の増加が期待できます。
- ▶ ご契約者からのお申し出により、ご契約日の1年経過後から1保険年度に1回、基本保険金額を上回っている積立金額の部分の限度として、基本保険金額を減額することなく一部解約できます。(一部解約の特別取扱)*5

*4 契約初期費用を一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。また、特別勘定での運用期間中は、保険関係費および運用関係費がかかります。

<http://www.manulife.co.jp>

弊社はカナダのトロントに本社を置くマニユライフ・ファイナンシャルのグループ会社です。
Manulife のロゴおよびブロック・デザインは、マニユファクチャラーズ・ライフ・インシュアランス・カンパニーの登録サービスマークおよび登録商標であり、同社およびマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション等の同社関連会社によって使用されるものです。

※5 被保険者様の年齢が 80 歳以下であることなどが必要です。

4. 安心の最低保証

- ▶ 運用成果にかかわらず、介護給付金・死亡給付金として基本保険金額の 100%を最低保証します。※6

※6 ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。

5. 介護給付金受取人の指定

- ▶ 被保険者または死亡給付金受取人のいずれかを介護給付金受取人としてご契約者様が指定できます。
- ▶ 介護給付金受取人が被保険者の場合、ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理人を指定することができます。※7

※7 被保険者と同居し、または生計を一にしている配偶者・3 親等内の親族、または直系血族に限ります。

- この保険は、新変額個人年金保険Ⅲ型に終身保障特約(変額個人年金保険用C型)および介護時保証特約(変額個人年金保険用)が付加された生命保険です。介護年金および遺族年金を除き、年金でのお支払いはありません。
- 特別勘定の運用実績に基づいて、介護給付金額、死亡給付金額および解約返戻金額等が変動します。被保険者が初めて公的介護保険制度における要介護1以上に認定されたときは介護給付金を、死亡されたときは死亡給付金をお支払いします。
- ご契約の検討・申し込みに際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識、商品内容の詳細等については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。
- 募集代理店(株式会社 東京スター銀行)の担当者は、お客さまとマニユライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 当商品はクーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度の対象商品です。

ご注意事項

⚠ 運用のリスクについて

この保険の資産は、特別勘定*での運用期間中、主に投資信託を通じて国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が積立金額・将来の介護給付金額等の増減につながります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者に帰属します。

* 特別勘定とは、変額個人年金保険にかかわる資産の管理・運用を行う勘定のことをいい、他の保険種類にかかわる資産とは区分し、独立した管理・運用を行います。

⚠ 本商品にかかる費用について

本商品にかかる費用の合計額は、下記の契約初期費用、保険関係費および運用関係費の合計額となります(ただし、特定のお客さまには、別途、介護年金管理費または年金管理費がかかりますのでご注意ください。)

- 契約初期費用(ご契約時)
ご契約日よりご契約日を含めて**8日目末**に、一時払保険料の**5%**を契約初期費用として一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。
- 保険関係費と運用関係費(特別勘定での運用期間中)
特別勘定での運用期間中は、毎日、つぎの費用(各年率に**1/365**を乗じた金額)を積立金から控除します。

特別勘定名	世界バランス50	
特別勘定の運用方針	<p>特別勘定の運用は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等のリスクがあり、投資対象資産の値動き等により、積立金額および解約返戻金額等のお受け取りになる金額の合計額が払込保険料を下回ることがあります。</p> <p>主として日本株式、日本債券、外国株式および外国債券に分散投資します。各資産への投資は、それらの資産に投資を行う投資信託を通じて行います。高い長期資産価値の増加を見込み、資産価値増加の可能性の大きい資産に効率的に国際分散投資します。</p>	
主な投資対象となる投資信託	三菱UFJバランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	
主な投資対象となる投資信託の運用方針	<p>国際分散投資によりリスクの低減をはかりながら、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。</p> <p>ご参考:各資産の運用の特色</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本株式 東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 外国株式(ヘッジあり) MSCIロクサイインデックス(円ヘッジ・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 日本債券 NOMURA-BPI総合インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。 外国債券(ヘッジあり) シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)を中長期的に上回る投資成果をめざして運用を行います。 外国債券(ヘッジなし) シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。為替ヘッジは原則として行いません。 <p>※ 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。</p>	
費用	運用関係費	特別勘定の投資対象となる投資信託の信託財産に対し(信託報酬*) 年率 0.294% (税抜:年率0.28%)
	保険関係費	特別勘定の資産総額に対し年率 2.2%

* 運用関係費のうち、信託報酬以外にかかる費用(信託事務の処理に要する費用、立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用等)は、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため、これらの金額および費用の合計額を表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※ 運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

- 介護年金管理費(介護年金支払期間中)
毎年の介護年金支払日に、介護年金支払日の責任準備金額の**0.4%**を、責任準備金から控除します。
- 年金管理費(遺族年金の年金支払期間中)
毎年の遺族年金の年金支払日に、遺族年金の年金額の**1%**を責任準備金から控除します。

ご注意事項

⚠️ 特にご注意いただきたい事項

- 介護給付金・死亡給付金の最低保証はマニュライフ生命が行います。ただし、ご契約を解約した場合、解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります。
- 公的介護保険制度における要介護1以上の認定の効力が生じていた場合、お申し込みいただけません。
- ご契約日前に公的介護保険制度における要介護1以上の認定の効力が生じていたことがご契約後に判明した場合、介護給付金はお支払いできません。この場合、介護時保証特約は無効とし、ご契約は消滅します。ご契約の消滅にともない一時払保険料をご契約者にお返しします。